

資料 3

薬害教育に関する今年度・次年度の取組について

厚生労働省 医薬局総務課

医薬品副作用被害対策室

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

学校教育関係における次年度の取組（案）について

1 教材配送方法の変更

詳細は資料3のP2を参照

- 全高等学校等の高校1年生の人数分の教材配布を行うことを基本としつつ、本年夏頃に各高等学校等にアンケートを実施し、上記配送方法（高校1年生の人数分）から変更を求めたい場合のみ回答するという方式（オプトアウト方式）をとる（※）。
- 中学校も一人一台端末が導入され、デジタル版教材も昨年作成したことから、デジタル教材の配布に切り替える。

（※）オプトアウト方式のため、回答がない高等学校等に対しては、これまでと同様に高校1年生の人数分の教材を配送する。

2 各学校でより使いやすい教材作成

詳細は資料3のP4を参照

- 文部科学省と連携し、特別支援学校教員へのヒアリング等を通して、特別支援学校を含む各学校でより使いやすい教材を作成する。
- 高等学校・中学校のモデル授業については引き続き応募を受け付け、実践事例集の充実を図る。

3 教職員向け研修動画の作成に向けた検討

- 多忙な教職員が薬害教育教材のポイントを把握しやすいよう、教職員向け研修動画の作成について内容等の検討を行う。

本日ご議論いただきたいこと

詳細は資料3のP5以降を参照

- ① 上記1～3について
- ② その他
- 4 短編動画の作成について
- 5 教員向けアンケートの質問項目の変更（案）について
- 6 教材改訂に関する今後の対応方針（案）について

1－1. 事前アンケート結果及びそれを受けた配送方法の変更について

課題

- 教員向けアンケートにおいて、夏に教材が配達されても年間授業計画が決まっているため、活用タイミングがない、各学校の実情に配慮した配達をして欲しい、簡単なワークシートがあると良いといった声が寄せられている。
- 他方で、紙のパンフレットについては、予算成立後に最短で調達を行ったとしても、夏頃の配布とならざるを得ない状況。

対応方針

- 学校の実情に配慮し学校現場の負担を軽減する観点から、例年行っているアンケートに追加する形で事前アンケートを実施する。この結果を踏まえて、これまで配達してこなかったワークシートや指導案を含め、各高等学校等の実情を反映した配達を令和9年度から実施したい。
- 特に、1人1台端末の使い方として「端末ではデジタル版教材を表示してもらい、印刷製本された「薬害を学ぼう」は使用しない」のが最も使いやすい方法という回答が約3割であるため、デジタル版教材を利用する予定である学校に対しては、「紙のパンフレット『薬害を学ぼう』』の配達部数を削減したい。

(※) オプトアウト方式のため、回答がない高等学校等に対しては、これまでと同様に高校1年生の人数分の教材を配達する。

事前アンケート内容

以下の質問内容のうち、希望する項目に✓をつける方式としてはどうか。

- 配送不要（昨年送付された「指導の手引き」、「実践事例集」、「視聴覚教材」を持っているため）
- ワークシートの同封（高校1年生の人数分）が必要。（参考： 厚労省HPのURL）
- 指導案の同封が必要。（参考： 厚労省HPのURL）
- 「紙のパンフレット『薬害を学ぼう』」の配達部数の削減を希望。（デジタル版教材を用いた授業を行うため）
→必要部数を記入してください。

(注) 上記は教材改訂を行わないことを前提とした質問であるため、教材改訂を行う場合はその内容に応じて質問内容を変更する。

1 - 2. 令和8、9年度に向けた教材発送について

令和8年度

時期：令和8年夏頃
(※) 中学校はデジタル版教材のみとする。



紙のパンフレット「薬害を学ぼう」
<高校1年生の人数分を同封>



「指導の手引き」

…指導のポイント等を記載した教諭向け資料です
<1冊同封>



「視聴覚教材」
<DVDを1枚同封>
<厚生労働省YouTubeでも公開>



「実践事例集」

…実際に授業に取り組んだ実践例をまとめた教諭向け資料です <1冊同封>



デジタル版教材
「薬害を学ぼう」
※内容は紙のパンフレットと同じです

令和9年度

事前アンケートの回答によって、令和9年度からは以下を追加送付する。デジタル版教材活用校は、希望に基づき、紙のパンフレット配布部数を削減する。



「ワークシート」
…モデル授業で使用したものに基づいて厚生労働省が改編したものです
<高校1年生の人数分を同封>



「指導案」

…事例集に掲載した授業で作成いただいた指導案です
<1冊同封>

厚生労働省ホームページで各教材の電子媒体・動画のリンク
・関連サイトなどを見ることもできます



薬害を学ぼう

検索

2. モデル授業に関する今後の対応方針について

文部科学省の協力を得て、中学校・高等学校におけるモデル授業を実施し、実践事例集の充実を図ってきた。公民科及び公民科以外の教科での実践例を掲載しており、現在24ケースが掲載されている。教職員が参考にできる程度の事例数が集まったと考えられるため、今後は、モデル授業の募集方法は厚労省HPとし、動画編集や配達方法の改善など運用面の取組を強化することとしてはどうか。

【高校生の公民科での実践例】

- ・大阪府立 野崎高等学校
- ・山梨県立 甲府城西高等学校
- ・大阪府立 牧野高等学校
- ・大阪府立 桃谷高等学校
- ・静岡県立 清水南高等学校
- ・学校法人志学会学院 志学会高等学校
- ・国立大学法人 東京学芸大学附属高等学校
- ・埼玉県立 入間向陽高等学校

【高校生を対象にした公民科以外の教科等での実践例】

- ・学校法人廣池学園 麗澤高等学校（保健）
- ・大阪府立 布施高等学校（理科）
- ・学校法人志学会学院 志学会高等学校（被害者による講演）
- ・兵庫県立 尼崎小田高等学校（健康、看護医療総合）
- ・大阪府立 牧野高校（被害者による講演）
- ・東海大学付属仰星高等学校（被害者による講演）

【中学生の社会科（公民的分野）での実践例】

- ・国立大学法人 筑波大学附属中学校
- ・岡垣町立 岡垣中学校
- ・芝浦工業大学柏中学高等学校
- ・学校法人駿台甲府学園 駿台甲府中学校
- ・池田町立 池田中学校
- ・関ヶ原町立 今須中学校
- ・刈谷市立 刈谷東中学校

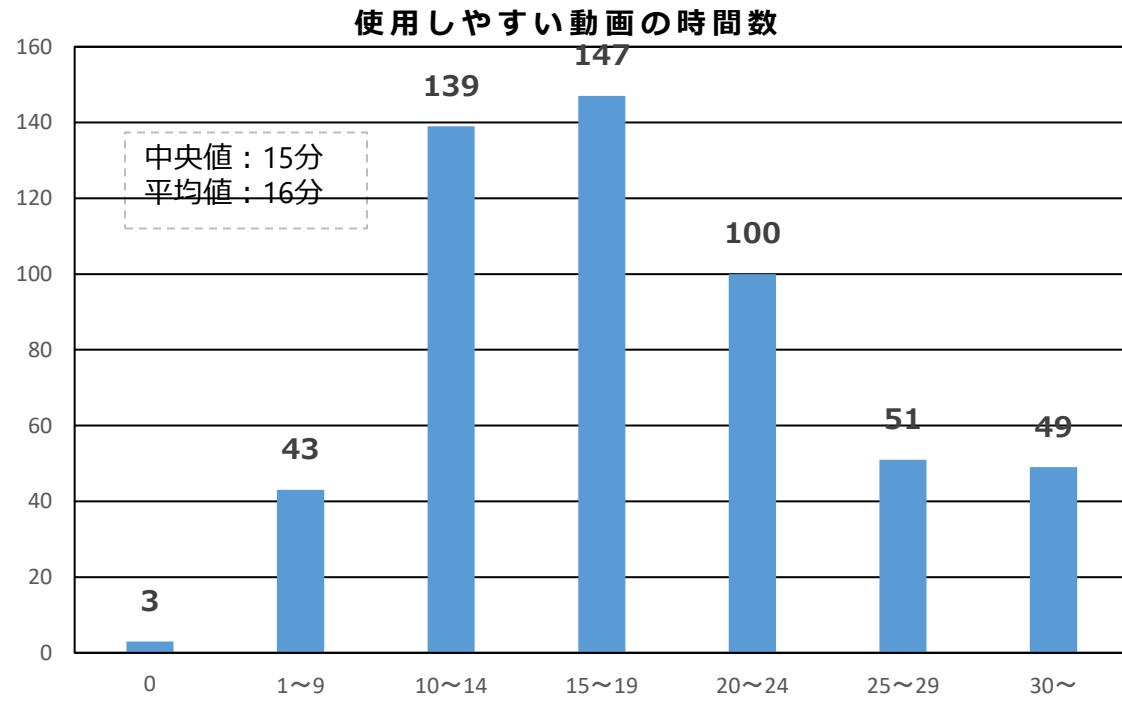
【中学生を対象にした社会科以外の教科等での実践例】

- ・枚方市立 杉中学校（総合的な学習の時間）
- ・学校法人青森山田学園 青森山田中学校（被害者による講演）
- ・京田辺市立田辺中学校（人権学習）
- ・国立大学法人 筑波大学附属中学校（被害者による講演）
- ・学校法人長崎日本大学学園 長崎日本大学中学校（道徳）

3. 短編動画の作成に向けた検討について

出典：厚生労働省公式アカウントにおけるYouTubeアナリティクスのデータを基に医薬品副作用被害対策室において作成

- 教員向けアンケートにおいて視聴覚教材（約27分間）の使いやすい時間を聞いたところ、中央値15分、平均値16分であった。
- その一方で、各パート毎の動画も公表しており、それらを組み合わせることで15分程度の動画とすることは現在でも可能。
- 現場のニーズとして、①薬害の歴史や被害者の声等を一通り再生したい、②授業内容に応じて個別パートのみを再生したい、が考えられるところ、そのニーズの有無を把握するため、次回アンケートでは動画の使用ニーズを調査することとしてはどうか。
- ①のニーズが多ければ、全体編の簡略動画を令和9年度に作成し、②のニーズが多ければ、個別動画の周知方法の改善を検討するとともに、「代表的な薬害」パートを充実させることとしてはどうか。



※ 各データは、令和6年7月1日から、データを抽出した令和7年10月19日までのもの。学校関係者に限ったデータではなく、全ての視聴者のデータ。

全体編

動画名	『薬害を学ぼう』 視聴覚教材 全編
総視聴回数	12533回
平均視聴時間	9分23秒
動画の長さ	26分50秒

3. (参考) 各パートの視聴回数・平均視聴時間



パート別①

動画名	薬の基礎知識
総視聴回数	3078回
平均視聴時間	0分32秒
動画の長さ	1分5秒



パート別④

動画名	代表的な薬害
総視聴回数	2319回
平均視聴時間	1分29秒
動画の長さ	3分25秒



パート別②

動画名	薬害の歴史
総視聴回数	3623回
平均視聴時間	1分57秒
動画の長さ	5分26秒



パート別⑤

動画名	医薬品をめぐる社会の仕組み・役割
総視聴回数	1862回
平均視聴時間	1分44秒
動画の長さ	4分58秒



パート別③

動画名	被害者の声
総視聴回数	2171回
平均視聴時間	3分16秒
動画の長さ	11分2秒



パート別⑥

動画名	私たちにできること —学習のまとめ
総視聴回数	1211回
平均視聴時間	0分45秒
動画の長さ	1分36秒

パート別③の詳細	総視聴回数	平均視聴時間	動画の長さ
スモン	1734回	1分8秒	2分24秒
サリドマイド	2172回	0分59秒	1分46秒
H I V	2133回	0分50秒	1分28秒
C型肝炎	1367回	1分6秒	1分53秒
MMRワクチン	2346回	1分2秒	1分56秒
クロイツフェルト・ヤコブ	4411回	1分11秒	2分17秒

パート別④の詳細	総視聴回数	平均視聴時間	動画の長さ
スモン	1384回	0分45秒	1分29秒
サリドマイド	3089回	0分48秒	1分30秒

* 各データは、令和6年7月1日から、データを抽出した令和7年10月19日までのもの。学校関係者に限ったデータではなく、全ての視聴者のデータ。

4. 教員向けアンケートの質問項目の変更（案）について

令和7年度のアンケートの設問

- 問1** 各高等学校にパンフレットや視聴覚教材を配布していますが、配布状況や活用方法の検討について当てはまるものを1つ選択してください
- ① 自分宛てに直接届き、自分で活用するかを検討した
 - ② 自分宛てに直接届き、他の教員と相談して活用するか検討した
 - ③ 他の教員宛てに届き、自分で手渡され、自分で活用するか検討した
 - ④ 他の教員宛てに届き、他の教員と相談して活用するか検討した
 - ⑤ その他
- 問2** 紙のパンフレットとデジタル版教材について、当てはまるものを1つずつ選択してください（今後そうする予定の場合も含みます）
- パンフレット（使用した・使用/配布の予定なし・配布のみ）
 - デジタル版教材（使用した・使用/配布の予定なし・配布のみ）
- 問3** 問2で「使用した」を選んだ方は、どの教科で使用したか該当するものを全部を選択してください
- ①公民科（公共）②公民科（政治・経済）③保健体育科（保健）④その他
- 問4** 問2で選択した教科について、当該教科で使用するに当たって参考にしたものとして該当するものを全部を選択してください
- ① 教材が梱包された段ボールや同封の案内紙
 - ② 学習指導要領及びその解説の内容や、使用している教科書の記載内容
 - ③ 同封されていた「指導の手引き」や「実践事例集」
 - ④ 昨年度の自校における実施状況
 - ⑤ 自校の他の教員との相談
 - ⑥ その他
 - ⑦ 特段参考にしたものはない
- 問5** 1人1台端末の使い方として、もし薬害教育を行うとしたら、最も使いやすい方法として該当するものを1つ選択してください
- ① 端末ではデジタル版教材を表示してもらい、紙のパンフは使用しない
 - ② 端末ではデジタル版教材を表示してもらい、紙のパンフを参考配布する
 - ③ 端末ではスライド作成や調べ物に用い、教材として紙のパンフを使用
 - ④ その他
- 問6** 視聴覚教材（教材同封のDVD・厚生労働省公式YouTubeの動画）について、当てはまるものを1つずつ選択してください
- DVD（授業使用した/使用予定・使用的予定なし）
 - YouTube（使用した・使用/案内の予定なし・二次元コードの案内のみ）
- 問7** 視聴覚教材の長さはどの程度が使いやすいですか（現在は約27分）
- 問8** その他パンフレット・視聴覚教材や同封した指導の手引き等について、ご感想・ご意見がありましたらご自由にご記入ください（自由記述）

令和8年度のアンケートの設問（案）

- 問1～問6** 変更なし

問7 視聴覚教材では、薬害の歴史や原因、被害者の声や医薬品に関する社会の役割を記載しています。その上で、視聴覚教材を利用するとした場合、利用したい用途について、当てはまるもの全てを選択してください

- ① 薬害の歴史や概要、被害者の声や医薬品に関する社会の役割を一通り動画で教えて
- ② 教科書や紙のパンフレットをメインに使用しつつ、補助道具として個別パートを動画で教えて
- ③ その他

問8 問7で②を選んだ方は、視聴覚教材を使用したいパートとして当てはまるもの全てを選択してください

- ① 薬害の歴史
- ② 被害者の声
- ③ 代表的な薬害
- ④ 医薬品をめぐる社会の仕組み・役割
- ⑤ その他

- 問9** 変更なし

（※）教員向けアンケートの回答に使ったツールを設問として設けていたが、この設問を削除するため、全体的な設問数が変わらないようにする。

5. 教材改訂に関する今後の対応方針（案）について

薬害被害者、構成員や教育現場の方々から頂いた様々なご意見を基に、紙教材は数度改訂し、オンライン教材を令和7年度に作成した。

令和4年度から施行されている学習指導要領に対応した教材になっており、薬害教育教材の定着を図るため（度重なる改訂に学校現場が追いつけないという事態が起きないよう）、学習指導要領が改訂されるまでの間は現在の教材を使用し、学習指導要領の改訂内容に応じて教材を改訂することを基本^(注)としてはどうか。

紙教材



紙のパンフレット「薬害を学ぼう」



「指導の手引き」

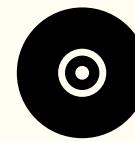


「実践事例集」

オンライン教材



デジタル版教材
「薬害を学ぼう」
※内容は紙のパンフレット
と同じです



「視聴覚教材」
<厚生労働省YouTubeでも公開>

(注) 教員アンケートで具体的な改善意見が複数出てきた場合は別途対応。

【参考1】令和7年版厚生労働白書への薬害教育の掲載

- 「次世代の主役となる若者の皆さんへ」をサブタイトルとした令和7年版厚生労働白書において、若者に社会保障や労働施策を知つてもらう取組みとして厚生労働省が行っている各種教育を紹介している。
- 薬害教育については、以下を紹介している。
 - ・薬害教育が高等学校学習指導要領に記載されていること
 - ・薬害教育に関するこれまでの取組み（各種教材及び事例集の作成）
 - ・令和6年度に実施したモデル授業例（山梨県立甲府城西高校、静岡県立清水南高校、東京学芸大学附属高校）

（3）薬害教育について

（薬害が起らない社会の仕組みの在り方などを考える薬害教育が行われている）

「薬害教育」は、医薬品などによる薬害を知り、その発生の過程や社会的な動きなどを学ぶことを通じ、今後、同様の薬害が起らない社会の仕組みの在り方などを考えることを目的としている。「高等学校学習指導要領 公民科（公共・政治・経済）」及び同解説においては、薬害教育に関する事項²³が含まれているほか、高等学校の保健体育科（医薬品の制度とその活用）や中学校の社会科（公民的分野 消費者の保護）とも関連している。

厚生労働省では、2010（平成22）年7月から、「薬害を学び再発を防止するための教育に関する検討会」を開催し、文部科学省の協力を得て、薬害を学ぶための教材「薬害を学ぼう」を作成した。現在は、高等学校学習指導要領の内容を踏まえ、主に公民科（公共）を中心とした活用を念頭に、高等学校1年生の人数分の教材を全国の高等学校等に配布²⁴している。2025（令和7）年5月からは、1人1台端末の普及状況を踏まえ、デジタル版教材「薬害を学ぼう」の配布も開始している。

さらに、学校現場で教材をより有効に活用できるよう、動画による「視聴覚教材」、指導のポイントなどをまとめた「指導の手引き」、実際に授業に取り組んだ実践例をまとめた「実践事例集」など、多様な参考資料も併せて作成している。なお、各教材の内容については、教員向けアンケートの結果や、検討会での議論を踏まえ、随時改訂²⁵を行っている。

次に、具体的な授業の様子や、生徒たちの反応について紹介する。

コラム

「薬害教育」を「公民科（公共）」で取り扱う意義を考える

2024（令和6）年度に実施した三つの高校におけるモデル授業例を元に、「薬害教育」を「公民科（公共）」で取り扱うことの意義を考えたい。アプローチは三種三様だが、それぞれに大事なメッセージが盛り込まれてい

シートを用いて、消費者の4つの権利²⁶について学習し、これらの権利を「薬害」問題に当てはめて考察し、消費者の権利にどのように影響を与えるかを理解していた。

次に、生徒たちはパンフレット「薬害を学ぼう」などを活用しつつ、グループワークを行ない、「安全なクスリを、安心して使うには」をテーマに、情報の非対称性がある中で、消費者として、いかに医薬品の情報を知り、自分に合った医薬品を選択すべきか議論しながら担当すべき役割に触れた回答が目立つ。

「消費者教育」から「薬害」をとらえる
(山梨県立甲府城西高校)

山梨県立甲府城西高校では、まず、ワーク

²³ 1962（昭和37）年にアメリカのケネディ大統領が明確化した「安全への権利」「情報を与えられる権利」「選択をする権利」「意見を聽かれる権利」。



ら、消費者のとるべき行動を提案し、スライドを作成して発表した。



メッセージが込められていた。

「主導者の立場」から「薬害」をとらえる
(東京学芸大学附属高校)

東京学芸大学附属高校では、「薬害」は単なる科学の問題ではなく、資本主義や民主主義と深く結びついており、国、製薬会社、医療従事者、そして国民という様々なステークホルダーが社会を形成していることを理解し、市民として自分ができることと、果たすべきことを考察する授業が行われていた。

視聴覚教材を活用して「薬害」問題の特徴をつかみ、ロジックツリーを作成して「薬害」の発生の原因を分析するグループワークを実施。さらに、「安全のために医薬品の開発は慎重に行うべき」である一方で、「新薬を早く世の中に出すことで問題を解決したい」という社会的ジレンマを提示し、社会の構成員として自分が果たすべき役割を考察していた。



授業では、「医薬品を使用するだけでなく、制度を知り、チェックし、不足があるなら変更を求める「民主主義社会の主導者」としての役割も担うことから、社会と接点を持ち、今は様々な人の話を主体的に聞きに行くことで考え方を深め、自分たちにできることを探して欲しい」とことを最終的なメッセージとしていたのが印象的である。後日、社会見学実

習の機会をとらえ、実際に厚生労働省を訪れ
た生徒もいた。



厚生労働省前庭の「誓いの碑」を見学する生徒たち

見てきたが、共通していることは、「薬害」を自分事としてとらえ、国、製薬会社、医療従事者、そして国民が、それぞれの役割を果たし、社会の仕組みを通じて「薬害」の発生・拡大を防止する術を学び考えることが、「薬害教育」の本質であるということだ。

単に医薬品についての知識を学ぶのではなく、多様な関係者が形成する社会の仕組みを学び、その主体として考え方を養うことを目的としているからこそ、「薬害教育」を「公民科（公共）」で取り扱うことに意義があるのである。

モデル授業の詳細が掲載された「実践事例集」など「薬害教育」に関する情報はこち
ら²⁷



「公民科（公共）」で取り扱う意義

モデル授業例を通じ、様々なアプローチを

²⁷ https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_yakugaiwomanabou.html